

千葉市公告第90号

千葉市農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により千葉市農業振興地域整備計画を変更するので、同条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月31日

千葉市長 神谷俊一

- 1 縦覧に供する書類の名称 千葉市農業振興地域整備計画変更案  
千葉市農業振興地域整備計画変更理由書
- 2 縦覧期間 自 令和5年1月31日  
至 令和5年3月2日
- 3 縦覧場所 千葉市経済農政局農政部農地活用推進課（千葉市中央区千葉港2番1号）
- 4 意見書の提出  
本市の住民は、この変更案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。
  - (1) 提出先 千葉市経済農政局農政部農地活用推進課  
〒260-0026 千葉市中央区千葉港2番1号  
FAX 043(245)5895
  - (2) 提出方法 持参、郵送、ファックス
  - (3) 提出期限 令和5年3月2日
  - (4) その他留意事項  
ア 意見書の様式は任意とするが、提出年月日、提出者の住所、氏名を必ず記載すること。  
イ 提出された意見書については、要旨を取りまとめ処理結果を公告する。
- 5 異議の申出  
この農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、この農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、次のとおり異議の申出をすることができる。
  - (1) 申出先 千葉市経済農政局農政部農地活用推進課（千葉市中央区千葉港2番1号）
  - (2) 申出方法 持参又は郵送による。
  - (3) 申出期限 令和5年3月17日
  - (4) その他留意事項  
この異議の申出については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の再調査の請求に関する規定（同法第54条を除く。）が準用される。